

○（仮称）島松地区複合施設設置条例

令和 年 月 日

恵庭市は島松地区のまちづくりにおいて、ＪＲ駅周辺の生活利便機能の集約と活性化を推進するため、島松地区における公共機能の集約を図り、地域の活動拠点とするとともに、誰もが集まり、交流できるような拠点として、この施設の設置条例を制定します。

（設置）

第 1 条 まちづくりの担い手として市民活動を行う市民及び団体の情報収受及び連携交流の拠点として（仮称）島松地区複合施設（以下「複合施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 複合施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
（仮称）島松地区複合施設	恵庭市島松仲町1丁目557-8、557-9

（開館時間及び休館日）

第 3 条 複合施設の開館時間及び休館日は、規則で定める。

（使用の許可等）

第 4 条 複合施設を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、この条例及びこれに基づく規則の規定により、複合施設を使用することができる。ただし、使用者のうち、複合施設を別表に規定する使用区分により占用する者（以下「占用者」という。）は、あらかじめ市長の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、複合施設の管理上必要な条件を付することができる。

（使用の制限）

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、複合施設への入場を拒否し、使用の停止若しくは制限をし、又は退去を命ずることができるとともに、許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある場合
- (2) 建物、附属施設又は備付物品その他これらに類するものを毀損し、汚損し、又は滅失

資料 1 1 施設の設置条例（案）

するおそれがある場合

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団その他集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる場合
- (4) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、複合施設の管理運営上支障があると認められる場合
(使用料)

第 6 条 占有者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

- 2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。
- 3 第 1 項の使用料は、規則で定めるところにより減額し、又は免除することができる。
- 4 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外使用等の禁止)

第 7 条 占有者は、第 4 条による許可を受けた目的以外に複合施設を使用し、又はその許可に係る権利の全部若しくは一部を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第 8 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、使用許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用許可の内容を変更することができる。

- (1) 占有者が第 5 条各号の規定に該当することとなった場合
- (2) 占有者が使用許可に付した条件に違反した場合
- (3) 占有者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反した場合
- (4) 占有者が偽りその他不正な手段により使用許可を受けた場合
- (5) 災害（災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。）が発生した場合
- (6) 公益上やむを得ない特別な事由が生じた場合
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、複合施設の管理運営上特に必要があると認められる場合

資料 1 1 施設の設置条例（案）

- 2 市長は、前項による取消し等が行われた場合において、取消し等がなされた者に生じた損害については、その責を負わない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（特別な設備の設置等）

第 9 条 使用者は、複合施設に特別な設備の設置又は既存の設備の変更その他これらに類する行為をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の承認をするに当たっては、複合施設の管理運営上必要な条件を付することができる。

（販売行為等の禁止）

第 10 条 市長の承認を受けた者以外の者は、複合施設において、物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為をしてはならない。

（原状回復）

第 11 条 占有者は、当該使用許可等に係る使用が終了し、又は当該使用許可等が取り消されたときは、直ちに使用した場所を原状に回復し、市長に返還しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- 2 前項本文の規定により原状に回復する義務を負う者が当該義務を履行しないときは、市長はこれを代行し、その費用を当該義務を負う者から徴収することができる。

（損害賠償）

第 12 条 複合施設の建物、附属設備又は備付物品その他これらに類するものを毀損し、汚損し、又は滅失その他これらに類する行為をした者は、市長が指示するところにより、当該行為により生じた損害を賠償しなければならない。

- 2 市長は、やむを得ない特別な事情があると認めるときは、前項の規定による損害賠償の額を減額し、又は免除することができる。

（運営に関する協議）

第 13 条 市長は、複合施設の運営上必要な事項については、関係団体と協議するものとする。

資料 1 1 施設の設置条例（案）

（指定管理者による管理）

第 1 4 条 市長は、複合施設の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に複合施設の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に複合施設の管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 複合施設の施設及びその設備その他これらに類するものの維持管理に関する業務
- (2) 複合施設の利用許可等に関する業務
- (3) 複合施設の主催事業等の実施に関する業務
- (4) 前 3 号に掲げる業務のほか、複合施設の管理運営上必要があると認められる業務

3 第 1 項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合においては、次の表の左欄に掲げるこの条例の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句に読み替えるものとする。

第 4 条第 1 項	市長	指定管理者（第 1 4 条第 1 項に規定する指定管理者をいう。以下第 4 条第 2 項、第 5 条、第 6 条第 2 項、第 8 条第 1 項、第 1 0 条、第 1 1 条及び第 1 2 条第 1 項において同じ。）
第 4 条第 2 項、第 5 条、第 6 条第 2 項、第 8 条第 1 項、第 1 0 条、第 1 1 条及び第 1 2 条第 1 項	市長	指定管理者
第 8 条第 2 項及び第 9 条	市長	市長及び指定管理者
第 6 条の見出し、第 6 条第 2 項から第 4 項まで及び別表	使用料	利用料金
第 6 条第 1 項	使用料	利用料金（第 1 5 条第 1 項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）

資料 1 1 施設の設置条例（案）

第 4 条第 1 項、第 8 条（見出しを含む。）及び第 1 1 条	使用許可	利用許可
第 4 条第 1 項及び別表	使用区分	利用区分
第 4 条（見出しを含む。）、第 5 条（見出しを含む。）、第 7 条、第 8 条、第 1 1 条及び別表	使用	利用
第 4 条第 1 項及び第 9 条	使用者	利用者
第 4 条第 1 項、第 6 条第 1 項、第 7 条、第 8 条及び第 1 1 条	占有者	占有利用者
第 7 条の見出し	目的外使用 等	目的外利用等

（利用料金の収受）

第 1 5 条 前条の規定により指定管理者に複合施設の管理を行わせる場合においては、複合施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 利用料金の額は、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表に定める額を超えてはならない。

（補則）

第 1 6 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 年 月 日から施行する。

（準備行為）

- 2 使用許可等に係る手続その他複合施設の供用を行うにあたり必要な準備行為は、この条例の施行の日前においてもすることができる。

附 則（令和 年 月 日条例第 号）

（施行期日）

資料 1 1 施設の設置条例（案）

- 1 この条例は、令和 年 月 日から施行する。
- （供用開始）
- 2 前項の規定にかかわらず、この条例による改正後の（仮称）島松地区複合施設設置条例（以下「新条例」という。）別表に規定する使用区分の供用開始は、令和 9 年 3 月 1 日とする。
- （準備行為）
- 3 新条例第 4 条に規定する許可に係る手続その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第 4 条、第 6 条、第 1 5 条関係）

使用区分	使用料（1 時間当たり）
子育てスペース（想定350㎡）	1,000円
会議室 1（想定30㎡）	100円
会議室 2（想定50㎡）	150円

備考

- 1 使用する時間に 1 時間未満の端数が生じたときは、1 時間とみなす。
- 2 使用料は、次の各号に掲げる区分に応じ、別表に規定する使用区分に応じた使用料にそれぞれ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。
- （1） 市民以外の者が占用者の場合 1 0 割
- （2） 営利を目的として使用する場合 3 0 割
- （3） 入場料その他これに類する料金の額（その料金に段階がある場合にあっては、その最高額）が 1， 0 0 0 円を超えるものを徴収する場合 3 0 割
- 3 入場料の額が 2 種類以上定められている場合は、その最高額を基準として使用料を算定する。